

## 確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程は、別に定める確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第46条第1項の規定により、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 確認の申請手数料は、申請1件につき、当該新築、増築及び改築の申請床面積の合計により算定する確認基本手数料の額に計画の特性により該当する次項各号の確認加算手数料を加えた額とする。

表1 確認基本手数料

申請床面積の合計	基本手数料の額
100㎡以内	30,000円
100㎡を超え200㎡以内	43,000円
200㎡を超え300㎡以内	57,000円
300㎡を超え500㎡以内	71,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	96,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	140,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	180,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	210,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	240,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	260,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	300,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	340,000円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	390,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	440,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	510,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	590,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	640,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	670,000円
100,000㎡を超えるもの	680,000円

2 確認加算手数料は次の各号に掲げるものとする。

(1) 構造計算書の審査がある場合

表2 確認加算手数料（構造計算書審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
200㎡以内	36,000円
200㎡を超え300㎡以内	41,000円
300㎡を超え500㎡以内	49,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	64,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	100,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	140,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	160,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	180,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	200,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	230,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	260,000円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	290,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	320,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	370,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	430,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	470,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	490,000円
100,000㎡を超えるもの	500,000円

(2) 建築基準法（昭和25年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3第1項ただし書により政令で規定する許容応力度等計算（ルート2基準）の構造計算書の審査がある場合

表3 確認加算手数料（構造計算ルート2基準審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
1,000㎡以内	80,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	110,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	130,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	170,000円
50,000㎡を超えるもの	310,000円

(3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による構造計算書の審査がある場合

表4 確認加算手数料（限界耐力計算等審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
1,000㎡以内	48,000円

1, 000 m <sup>2</sup> を超え10, 000 m <sup>2</sup> 以内	84, 000円
10, 000 m <sup>2</sup> を超えるもの	120, 000円

(4) 令第39条第3項に規定する特定天井の審査がある場合

表5 確認加算手数料（特定天井審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
1, 000 m <sup>2</sup> 以内	48, 000円
1, 000 m <sup>2</sup> を超え10, 000 m <sup>2</sup> 以内	84, 000円
10, 000 m <sup>2</sup> を超えるもの	120, 000円

(5) 令第6条の3に規定する構造計算適合性判定の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合

表6 確認加算手数料（構造適判整合審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
1, 000 m <sup>2</sup> 以内	10, 000円
1, 000 m <sup>2</sup> を超えるもの	20, 000円

(6) 令第135条の5に規定する天空率の審査がある場合

表7 確認加算手数料（天空率審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
1, 000 m <sup>2</sup> 以内	12, 000円
1, 000 m <sup>2</sup> を超えるもの	24, 000円

(7) 令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法、第129条第3項に規定する階避難安全検証法若しくは第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法又は第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法若しくは同条第5項に規定する防火区画検証法の審査がある場合

表8 確認加算手数料（避難安全・耐火性能・防火区画検証法審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
1, 000 m <sup>2</sup> 以内	48, 000円
1, 000 m <sup>2</sup> を超え10, 000 m <sup>2</sup> 以内	84, 000円
10, 000 m <sup>2</sup> を超えるもの	120, 000円

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の図書と確認申請図書の整合性確認審査がある場合（他機関で適合判定通知書の交付を受けたときに限る。）

表9 確認加算手数料（省エネ適判整合審査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
1, 000 m <sup>2</sup> 以内	10, 000円

1, 000㎡を超えるもの	20,000円
---------------	---------

- 3 前項第1号表2から第3号表4まで及び第5号表6を適用する場合は、法第20条第2項の規定により別の建築物とみなすことができる部分の床面積により算定した額を合計したものを加算手数料とする。ただし既存の部分についての構造計算書の審査又は整合性確認審査が必要な場合は当該既存の部分を含むものとする。
- 4 第2項第4号表5及び第6号表7から第8号表9までを適用する場合の床面積は、審査対象となる部分の床面積の合計とする。
- 5 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第4条第1項に規定する電子申請で行われた確認申請が消防同意を必要とする場合の確認加算手数料は、申請床面積にかかわらず、申請1件につき2,000円とする。

（確認の特例が適用される建築物に関する確認の申請手数料）

第3条 法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例が適用される建築物の確認基本手数料は、表10に定めるところによる。

表10 確認基本手数料（確認の特例適用）

申請床面積の合計	基本手数料の額
100㎡以内	21,000円
100㎡を超え200㎡以内	30,000円
200㎡を超え300㎡以内	42,000円
300㎡を超え500㎡以内	52,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	72,000円

- 2 床面積の合計が1,000㎡を超える場合の基本手数料は、前条第1項表1に掲げる額とする。
- 3 確認の特例が適用される建築物の加算手数料は、前条第2項の確認加算手数料の額を適用する。
- 4 当初の確認の申請に係る図書及び書類において、建築物の計画上発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合は、当該検討事項の内容に応じて、理事長が別に定める額を確認申請手数料に加算することができる。

（建築物の計画変更等に関する確認の申請手数料）

第4条 計画変更、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更及び移転（以下「計画変更等」という。）の確認の基本手数料は、申請1件につき、計画変更等に係る部分の床面積の2分の1の面積に増築部分の床面積（増築を伴う場合に限る。）を加えた面積を第2条第1項表1又は第3条第1項表10にあてはめた額とする。ただし、確認の特例が適用される建築物

で、当該床面積の合計が1,000㎡を超える場合は、第2条第1項表1を適用する。

- 2 計画変更の確認の加算手数料は、申請1件につき、第2条第2項各号の審査項目を従前の確認で審査している場合は、計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積を、従前の確認で審査していない場合は、計画変更に係る部分の床面積を第2条第2項の確認加算手数料の各表にあてはめた額とする。ただし、第5号表6を適用する場合は、同条第3項により算定した額を、第8号表9を適用する場合は、同条第4項により算定した額を加算手数料とする。
- 3 大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更及び移転（以下「大規模の修繕等」という。）の確認の加算手数料は、申請1件につき、大規模の修繕等に係る床面積の2分の1の面積を第2条第2項各号の確認加算手数料の各表にあてはめた額とする。
- 4 大規模の修繕等の計画変更の確認の加算手数料は、申請1件につき、計画変更に係る床面積の2分の1の面積を第2条第2項の確認加算手数料の各表にあてはめた額とする。

（昇降機等及び工作物に関する申請手数料）

第5条 法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備（以下「昇降機等」という。）を建築物に設ける場合の確認及び法第88条第1項及び第2項に規定する工作物（以下「工作物」という。）の確認の基本手数料及び加算手数料は、申請1件につき表11に掲げる額とする。

表11 確認基本手数料（昇降機等・工作物）

区 分	基本手数料の額	加算手数料の額	2 昇降機等及び工作物の計画変更の基本手数料及び加算手数料は、それぞれ前項表11に掲げる額の2分の1の額とする。
エレベーター（昇降機）	22,000円	—	
エスカレーター	22,000円	—	
小荷物専用昇降機	22,000円	—	
建築設備	22,000円	—	
工作物（構造計算書の審査がない場合）	26,000円	—	
工作物（構造計算書の審査がある場合）	26,000円	4,000円	

掲げる額の2分の1の額とする。

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第6条 中間検査の申請手数料は、中間検査申請1件につき表12の中間検査基本手数料の額とする。

表12 中間検査基本手数料

検査対象床面積の合計	基本手数料の額
100㎡以内	31,000円

1 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4 5, 0 0 0 円
2 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5 5, 0 0 0 円
3 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5 0 0 m <sup>2</sup> 以内	7 2, 0 0 0 円
5 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 0 0, 0 0 0 円
1, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 4 0, 0 0 0 円
2, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 8 0, 0 0 0 円
3, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 4, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 1 0, 0 0 0 円
4, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 3 0, 0 0 0 円
5, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 6, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 5 0, 0 0 0 円
6, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 8, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 0 0, 0 0 0 円
8, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 3 0, 0 0 0 円
1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 5 0, 0 0 0 円
1 5, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 9 0, 0 0 0 円
2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4 4 0, 0 0 0 円
3 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5 2 0, 0 0 0 円
5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 7 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	6 1 0, 0 0 0 円
7 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	6 9 0, 0 0 0 円
1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えるもの	8 2 0, 0 0 0 円

2 センター以外の者から確認済証の交付を受けた場合の中間検査の申請手数料は、前項表12  
の中間検査基本手数料の額に表13の中間検査加算手数料の額を加えた額とする。

表13 中間検査加算手数料（他機関確認済証交付）

検査対象床面積の合計	加算手数料の額
1 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 5, 0 0 0 円
1 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 1, 0 0 0 円
2 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 8, 0 0 0 円
3 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 5, 0 0 0 円
5 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4 8, 0 0 0 円
1, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	7 0, 0 0 0 円
2, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	9 0, 0 0 0 円
3, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 4, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 0 0, 0 0 0 円
4, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 2 0, 0 0 0 円
5, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 6, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 3 0, 0 0 0 円
6, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 8, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 5 0, 0 0 0 円
8, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 7 0, 0 0 0 円
1 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 9 0, 0 0 0 円

15,000㎡を超え20,000㎡以内	220,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	250,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	290,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	320,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	330,000円
100,000㎡を超えるもの	340,000円

- 3 みやぎ住まいの倶楽部会員で中間検査と瑕疵担保保険検査又は保険法人検査を同時に受検する場合は、申請1件につき3,000円を減額する。

(検査の特例が適用される建築物に関する中間検査の基本手数料)

第7条 法第7条の5に規定する検査の特例(以下「検査の特例」という。)が適用される建築物の中間検査基本手数料は、表14に定めるところによる。

表14 中間検査基本手数料(検査の特例適用)

申請床面積の合計	基本手数料の額
100㎡以内	21,000円
100㎡を超え200㎡以内	28,000円
200㎡を超え300㎡以内	38,000円
300㎡を超え500㎡以内	46,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	63,000円

- 2 床面積の合計が1,000㎡を超える場合は、前条第1項表12に掲げる額とする。
- 3 センター以外の者から確認済証の交付を受けた場合の中間検査の申請手数料は、第1項表14の中間検査基本手数料の額に前条第2項表13の中間検査加算手数料の額を加えた額とする。
- 4 みやぎ住まいの倶楽部会員で中間検査と瑕疵担保保険検査又は保険法人検査を同時に受検する場合は、申請1件につき3,000円を減額する。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 完了検査の申請手数料は、完了検査申請1件につき表15の完了検査基本手数料の額とする。

表15 完了検査基本手数料

申請床面積の合計	基本手数料の額
100㎡以内	34,000円
100㎡を超え200㎡以内	49,000円
200㎡を超え300㎡以内	62,000円
300㎡を超え500㎡以内	80,000円

500㎡を超え1,000㎡以内	116,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	170,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	210,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	250,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	280,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	310,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	360,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	410,000円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	440,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	490,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	560,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	660,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	770,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	870,000円
100,000㎡を超えるもの	1,040,000円

2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられた建築物の完了検査の申請手数料は、前項表15の完了検査基本手数料の額に表16の完了検査加算手数料の額を加えた額とする。ただし、床面積は、当該建築物エネルギー消費性能基準適合義務対象建築物の床面積の合計とする。

表16 完了検査加算手数料（省エネ基準適合義務検査）

申請床面積の合計	加算手数料の額
100㎡以内	6,000円
100㎡を超え200㎡以内	9,000円
200㎡を超え300㎡以内	12,000円
300㎡を超え500㎡以内	16,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	23,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	34,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	42,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	50,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	56,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	62,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	72,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	82,000円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	88,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	98,000円



20,000㎡を超え30,000㎡以内	110,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	130,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	150,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	170,000円
100,000㎡を超えるもの	200,000円

3 センター以外の者から確認済証の交付を受けた場合の完了検査の申請手数料は、第1項表15の完了検査基本手数料の額に表17の完了検査加算手数料の額を加えた額とする。

表17 完了検査加算手数料（他機関確認済証交付）

申請床面積の合計	加算手数料の額
100㎡以内	15,000円
100㎡を超え300㎡以内	21,000円
200㎡を超え300㎡以内	28,000円
300㎡を超え500㎡以内	35,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	48,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	70,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	90,000円
3,000㎡を超え4,000㎡以内	100,000円
4,000㎡を超え5,000㎡以内	120,000円
5,000㎡を超え6,000㎡以内	130,000円
6,000㎡を超え8,000㎡以内	150,000円
8,000㎡を超え10,000㎡以内	170,000円
10,000㎡を超え15,000㎡以内	190,000円
15,000㎡を超え20,000㎡以内	220,000円
20,000㎡を超え30,000㎡以内	250,000円
30,000㎡を超え50,000㎡以内	290,000円
50,000㎡を超え70,000㎡以内	320,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	330,000円
100,000㎡を超えるもの	340,000円

4 センターから中間検査合格証の交付を受けた建築物の完了検査の申請手数料は、第1項表15の完了検査基本手数料の額から表18の完了検査減額手数料の額を差し引いた額とする。

表18 完了検査減額手数料

申請床面積の合計	減額手数料の額
200㎡以内	2,000円
200㎡を超え300㎡以内	4,000円
300㎡を超え500㎡以内	2,000円

5 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	6, 0 0 0 円
1, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 0, 0 0 0 円
3, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 8, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 0, 0 0 0 円
8, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 0, 0 0 0 円
2 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4 0, 0 0 0 円
3 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5 0, 0 0 0 円
5 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 7 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	6 0, 0 0 0 円
7 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	7 0, 0 0 0 円
1 0 0, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えるもの	9 0, 0 0 0 円

(検査の特例が適用される建築物に関する完了検査の申請手数料)

第9条 検査の特例が適用される建築物の完了検査の基本手数料は、表19に定めるところによる。

表19 完了検査基本手数料(検査の特例適用)

申請床面積の合計	基本手数料の額
1 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 4, 0 0 0 円
1 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 3, 0 0 0 円
2 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4 5, 0 0 0 円
3 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5 0, 0 0 0 円
5 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	7 4, 0 0 0 円

2 床面積の合計が1, 0 0 0 m<sup>2</sup>を超える場合は、前条第1項表15に掲げる完了検査基本手数料の額とする。

3 センター以外の者から確認済証の交付を受けた建築物の完了検査の申請手数料は、第1項表19の完了検査基本手数料の額に前条第3項表17の完了検査加算手数料の額を加えた額とする。

4 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられた建築物の完了検査の申請手数料は、第1項表19の完了検査基本手数料の額に前条第2項表16の完了検査加算手数料の額を加えた額とする。

5 センターから中間検査合格証の交付を受けた建築物の完了検査の申請手数料は、第1項表19の完了検査基本手数料の額から前条第4項表18の完了検査減額手数料の額を差し引いた額とする。

(昇降機等及び工作物に関する完了検査の申請手数料)

第10条 昇降機等及び工作物の完了検査の申請手数料は、申請1件につき表20に掲げる基本手数料の額とする。

表20 完了検査手数料(昇降機等及び工作物)

区 分	基本手数料の額	加算手数料の額
エレベーター（昇降機）	28,000円	11,000円
エスカレーター	28,000円	11,000円
小荷物専用昇降機	28,000円	11,000円
建築設備	28,000円	11,000円
工作物	25,000円	13,000円

2 センター以外の者から確認済証の交付を受けた場合は、前項表20の基本手数料に加算手数料の額を加えた額とする。

（建築物の移転等に関する完了検査の申請手数料）

第11条 移転、大規模の修繕及び大規模の模様替（以下「移転等」という。）の完了検査の手料は、申請1件につき、移転等に係る床面積の2分の1の面積を第8条第1項表15及び第9条第1項表19完了検査基本手数料の額とする。

2 他の機関で確認済証の交付を受けた場合の完了検査の加算手数料は、申請1件につき、移転等に係る床面積の2分の1の面積を第8条第3項表17にあてはめた額とする。

（完了検査におけるその他の取扱い）

第12条 完了検査における指摘事項等に対し、追加説明書の提出があった場合は、第4条の規定を準用する。

（検査済証交付前の建築物等の仮使用認定申請手数料）

第13条 法第7条の6第1項に規定する仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき120,000円とする。

（検査に係る出張費）

第14条 中間検査、完了検査及び仮使用認定の検査（以下「検査」という。）が表21に掲げる地域の場合は、検査の申請手数料の額に同表の出張費を加算する。

表21 出張費

地 域		出張費
石巻市	田代島、網地島、鮎川浜金華山	30,000円
女川町	江島、出島	
塩竈市	浦戸石浜、浦戸桂島、浦戸寒風沢、浦戸野々島、浦戸朴島	

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、出張費を免除する。

- (1) 罹災証明書等の公的証明書のある住宅及び災害公営住宅を検査する場合
- (2) 確認検査と瑕疵保険検査、適合証明（フラット35）若しくは災害復興融資住宅検査を同

時に行う場合

3 検査日程上宿泊を要する場合は、別途宿泊費相当額を加算する。

(手数料の減額)

第 15 条 地域の実情等による場合又は継続して多量の取引が見込める場合若しくは業務の効率化が見込める場合においては、第 2 条から第 13 条までに規定する申請手数料及び前条に規定する出張費の額についてそれぞれ当該手数料の額を超えない範囲で減額することができる。なお、減額する額については、理事長が決定するものとする。

(災害に伴う手数料の減額)

第 16 条 災害による住宅の被害が罹災証明書等の公的証明書により証明できるときは、第 2 条から第 14 条までに定める確認及び検査の申請手数料を減額することができる。

2 前項の規定が適用される住宅は、延べ面積が 5 0 0 m<sup>2</sup>以下の全ての住宅（長屋、共同住宅、併用住宅等を含む。）とし、対象とする災害及び減額する額については、理事長が決定するものとする。

3 前 2 項の規定により、確認及び検査の申請手数料の減額を受けようとする者は、第 1 項の公的証明書の写しを添えて申請しなければならない。

(災害公営住宅の手数料の額)

第 17 条 災害公営住宅（公営住宅法に基づき整備される一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅に限る。）の申請手数料については、第 2 条から第 14 条までの規定にかかわらず、理事長が別に定めることができる。ただし、延べ面積が 5 0 0 m<sup>2</sup>を超えるものを除くものとする。

(帳簿記載事項証明に関する手数料)

第 18 条 帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明書 1 通につき 1, 0 0 0 円とする。

附 則

この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 2 号に規定する確認加算手数料の額（表 3）は、令和 7 年 3 月 31 日までは同表に規定する額の 4 分の 1 の額に、令和 8 年 3 月 31 日までは 2 分の 1 の額に読み替えるものとする。